

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。  
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。  
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。  
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。  
・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。  
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けず。  
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。  
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

( 2 ) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

( 4 ) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：6 国名：セネガル 担当：人間開発部  
案件名：ファティック州教員研修センター整備計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年5月下旬

2 参加要件

- (1) 日本で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2) 海外における教育施設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー等

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年4月24日から2013年4月26日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月17日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：6月上旬

5 業務の目的

セネガル国政府は、「教育訓練開発計画(2001-2015)において、「質の伴った基礎教育の普遍化を掲げており、同計画の中では基礎教育が重点分野の1つとして位置付けられている。セネガル国における初等教育総就学率は、2000年の67.2%から2011年には93.9%と飛躍的に上昇し、2011年の就学児童数は172万5千人に上る。ファティック州では総就学率は2000年の67.3%から2011年は101.6%へと急増している。

セネガル国政府は、初等教育就学者数の飛躍的増加に対応するため、1995年にボランティア教員制度を導入し、教員養成課程を4年間から6カ月間まで短縮した。更に、初等教員養成課程入学に必要な資格要件を高校卒業資格から中学卒業資格に引き下げ、結果として、初等教員の質の低下を招くこととなった。このため、教員の質確保を図るべく、「セ」国政府は、2011年に、州視学官事務所のもとに設置されている、初等教育教員養成校と現職教員研修センターを統合し、州研修センターを設置することを決定した。また、セネガル国教育省は、初等教員養成期間を1年間に延長し、資格要件を高校卒業資格に引き上げる方針である。州研修センターは、初中等教員の養成と能力強化を一体的に所掌し、同センターが中心となって当該州における現職教員の能力強化を図ることが期待されている。

ファティック州教員研修センターは、別の用途にて長年利用されていた既存の建物を用いて、2004年に開設され、毎年約300人の研修を実施してきたが、近年は建物の老朽化により仮設教室にて研修を実施、一部研修教員は教室不足のためカオラック州にて研修を受けていることからセネガル政府は同研修センターにつき、新規建設を要請してきた。

本調査は、かかる要請を受けて、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力として適切な事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的に実施する。

【要請内容】

ファティック州における教員研修センターの新設及び機材の整備。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ファティック州

(2) 業務内容

ア インセプション・レポートの説明・協議

イ プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

ウ プロジェクトの実施体制の確認（教育企画改革局の組織・人員体制、財政・予算、施工監理技術水準等）

エ サイト状況（自然条件等含む）調査

- オ 現地施工業者、現地コンサルタント、調達事情に係る調査
- カ ソフトコンポーネント必要性の有無検討、計画作成
- キ コミ無償制度適用の留意点整理
- ク プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- ケ 過去の調達代理方式案件に関する教訓等の情報収集
- コ 相手国側負担事業の概要（免税手続き、用地確保、選定サイトの整地、輸入資機材の通関、必要な予算措置等）
- サ プロジェクトの運営・維持管理計画の整理
- シ プロジェクトの概略事業費積算（コスト縮減の検討、事業費等のドナー比較を含む）
- ス 協力対象事業実施に当たっての留意事項整理
- セ プロジェクトの評価
- ソ 準備調査報告書（案）の作成
- タ 準備調査報告書（案）の説明・協議
- チ 準備調査報告書等の作成
- ツ 入札図書作成参考資料の作成
- テ 調達代理機関に対する説明及びデータの提供
- ト 入札図書作成参考資料の説明・協議及びとりまとめ

#### 7 成果品等

- 1) 概略事業費積算内訳書（2013年11月下旬）
- 2) 準備調査概要資料（2013年12月下旬）
- 3) 準備調査報告書（2014年5月下旬）
- 4) 入札図書作成参考資料（2014年5月下旬）

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/施設計画（評価対象予定者）
- (2) 建築設計（評価対象予定者）
- (3) 設備計画/機材（評価対象予定者）
- (4) 施工計画/調達/積算
- (5) 教育計画

#### 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定です。
- (2) 通訳の配置を認める予定です。
- (3) 本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- (4) 本計画は、コミュニティ開発支援無償として実施する予定ですが、受注コンサルタントは本調査に引き続き施工監理コンサルタントとして推薦されることを前提としています。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。